

## 【貯玉補償基金 ガイドライン】

### 会員規約（モデル）（2014/06/06 ver.）

#### （会員）

- 第1条 1. 本規約における「会員」とは、一般社団法人貯玉補償基金（以下「貯玉補償基金」という。）が運営する、貯玉補償制度に加盟している当ホールに本条第2項の手続きをし、会員カードの交付を受けた方をいいます。
2. 会員になるには、身分証明書等により18歳以上であることと入会申込本人であることを証明した方で、本規約を遵守することを承諾し、入会申込書等の当ホールが要求する事項全て（住所、氏名、生年月日の他、必要な事項）を登録（以下「会員登録情報」という。）し、当ホールの承認を受けなければなりません。

#### （カードの発行と管理）

- 第2条 1. 会員には、当ホールより会員カードを貸与します。
2. 会員カードは、その署名欄に記入した方のみが利用できるものとします。
3. 会員カードは会員が会員資格を喪失した場合はその効力を失い、直ちに当ホールに返還しなければなりません。

#### （暗証番号）

- 第3条 1. 会員には、所定の方法により暗証番号を登録していただきます。暗証番号は、第4条に規定する貯玉システム利用時の承認、賞品交換、再プレー等を実施する際に、本人確認のために必要となりますので、会員には暗証番号を他人に知られないよう、細心の注意をもって管理していただきます。
2. 前項に違反して暗証番号が他人に知られたことにより生じた一切の責任については、会員の責任となります。

#### （貯玉システム）

- 第4条 1. 会員は当ホールにおける以下のシステムを利用することができます。
- （1）当ホールにおいて遊技の結果として一時取得をした玉、メダルその他これらに類する物（以下「遊技球等」という。）を会員カードを用い貯玉システムに預入すること（以下「貯玉」という。）
- （2）貯玉に対応する賞品と交換すること（以下「賞品交換」という。）
- （3）貯玉に対応する遊技球等の交付を受け再度遊技すること（以下「再プレー」という。）

#### （会員カードの紛失・盗難）

- 第5条 1. 会員カードの紛失・盗難その他の事故により、会員カードが他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。

#### （届出事項の変更等及び再発行）

- 第6条 1. 会員登録情報につき変更があるときは、身分証明書等の提示により本人確認を受けた後、すみやかに当ホールに届出をしなければなりません。

2. 前項の届出がないために、当ホール及び貯玉補償基金からの通知その他の文書が延着又は到着しなかった場合は、当ホール及び貯玉補償基金は何らの責任も負わないものとします。
3. 会員カードの再発行は、身分証明書等の提示による本人確認ができた方のみとし、原則として当ホールが会員カードの紛失、盗難、あるいは破損等の事由があり相当と認める場合に限り、再発行を受けることができます。

#### （会員資格の喪失）

- 第7条 1. 会員は文書で当ホールに対し届出をし、会員カードを返却することでいつでも退会することができます。
2. 会員が死亡したときは、その資格等全ての権利を喪失することとし、会員資格とこれに付随するものの相続は一切できません。

#### （会員登録情報の利用等）

- 第8条 1. 会員は、会員登録情報を、以下の当ホールの定める目的のために使用することについて同意するものとします。
- （1）会員登録情報及び貯玉、賞品交換、再プレー等の履歴が機器故障等何らかの事由による消失に備え、貯玉補償基金が業務を委託した第三者のセンタ事業者がデータを管理しバックアップすること
- （2）貯玉補償基金が会員の損害を補償すること
- なお、当ホールが認めた事由により、会員より通知その他の文書の交付、送付を要望しない旨の届出を事前に申し入れている場合でも、損害の補償には会員登録情報を使用すること

#### （貯玉の取扱い）

- 第9条 1. 会員が当ホールに預入した貯玉は、会員が遊技するために借り受けた遊技球等と同様のものであり、貯玉システムの利用権といった類の権利が固有に存在するものではありませんので、他人への譲渡、貸与、売買、担保又は相続等はできません。

#### （貯玉補償基金による貯玉補償）

- 第10条 1. 当ホールが会員より預かっている貯玉について、万が一、賞品へ交換不能になった場合には、貯玉補償基金がカタログ掲載商品又は一般雑貨等で、貯玉に対応した賞品交換等の貯玉の補償（以下「貯玉補償」という。）を実施します。
2. 貯玉補償には、会員一人当たり、店舗毎に貯玉25万個、貯メダル5万枚の上限があり、これを超える貯玉補償はしません。
3. その他、貯玉補償基金及び貯玉補償の詳細な内容については、当ホールの加盟先であり、最新の運用等が確認できる貯玉補償基金ホームページ（<http://www.chodama.or.jp/pc/>）に掲載されたものとします。

#### （規約の変更）

- 第11条 1. 当ホールは、必要に応じて本規約を変更できるものとし、会員はこの変更に従うものとします。この変更は、当ホールにおける掲示その他の方法で一定予告期間を基に、事前告知します。